

《三鷹市市民葬儀のご案内》

①市民葬儀とは

市民葬儀は、近親者等が万一ご不幸にあわれたとき、残された家族の方々の経済的負担を軽減するために、標準的な葬儀を費用を抑えて行える制度です。

内容は、祭壇、霊柩車または火葬のいずれか必要とするものを選び、組み合わせて利用することができるもので、福祉にご理解をいただき市と協定を締結している三鷹市市民葬儀取扱業者で取り扱っています。

②市民葬儀をご利用いただける方

亡くなられた方または葬儀を行う方が三鷹市民の方で、三鷹市内で葬儀を行うときにご利用いただけます。

③市民葬儀の利用に当たって

ご利用の際は、事前に三鷹市役所地域福祉課または下記の三鷹市市民葬儀取扱業者へ市民葬儀を利用したい旨をお伝えいただき、三鷹市市民葬儀取扱業者にて手続きを行ってください。

三鷹市市民葬儀取扱業者

葬儀店名	住所	電話
(株)あさの	井の頭2-8-2	0422-47-5000
東葬祭	上連雀2-5-15	0422-49-0001
永塚葬儀社	下連雀3-15-15	0422-43-2536
日典	野崎2-5-5	0120-245-210
(株)セレモア	新川5-16-10	0422-41-1121
東京むさし農業協同組合 メモリアルセンター	新川6-35-26	042-388-0634
奥野式典	野崎2-20-12	0120-359-476
(株)メモリード	下連雀9-3-23	0120-136-524
(株)アイ・エス・エー	井口1-4-9	0422-30-8201

④内容と料金

内容と料金は下表のとおりです。

ただし、下表の料金のほか、必要に応じて、遺影写真、会葬礼状、祭壇御供物、ドライアイス、式場の使用料等の費用が別に必要となりますので、三鷹市市民葬儀取扱業者とよくご相談のうえ、ご利用ください。

また、C火葬のみを選択する場合は、運搬、棺及び調整・管理費等の料金が別に必要となります。

A 祭壇	彫刻五段	彫刻三段	生花祭壇
	330,000円	198,000円	330,000円
いずれも桐仕上げ、最上等木棺含む。			

B 霊柩車	車種	20kmまで	10kmまで	利用距離は、 搬送業者の車庫から 三鷹市内の葬儀会場を 経由して火葬場まで
	宮型・洋型	44,000円	37,400円	
	普通車	23,840円	19,220円	

C 火葬	区分	最上等
	大人	84,650円 (火葬料72,000円+骨容器12,650円)
	小人	39,780円 (火葬料34,500円+骨容器 5,280円)
	骨容器、白壺覆付一式(大人2号、小人5号)小人は6歳未満。火葬料のみ非課税	

C火葬のみを選択する場合は、運搬、棺及び調整・管理費等の料金が別に必要となります。
(消費税込・火葬料のみ非課税 / 令和7年4月1日改定)

⑤葬儀を行うには火葬許可証が必要です

死亡したことを知った日を含めて7日以内に、市役所へ死亡届を提出して火葬許可証の交付を受けてください。

死亡届の用紙は、市役所・病院等に備えられています。

市役所の開いていない時間帯や休日は、休日・時間外の窓口で受け付けています。

三鷹市市民葬儀についてご不明なことがありましたら、三鷹市市民葬儀取扱業者または下記まで問い合わせください。

三鷹市役所
健康福祉部地域福祉課地域福祉係
電話：0422-29-9231